

別紙様式第1号（第17条の7関係）

（日本産業規格A4）

会 計 監 査 報 告 書			
			年 月 日
保険株式会社			
御中			
			事務所名
公認会計士		氏 名	印
		（自 署）	

（記載上の注意）

- 1 会計監査人の監査の方法及びその内容を記載すること。
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項）を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見
監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
 - (3) 不適正意見
監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 3 2の意見がないときは、その旨及びその理由を記載すること。
- 4 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項
 - (2) 正当な理由による会計方針の変更
 - (3) 重要な偶発事象
 - (4) 重要な後発事象

別紙様式第1号（第27条の2関係）

（日本産業規格A4）

会 計 監 査 報 告 書				
		年	月	日
保険相互会社				
御中				
		事務所名		
公認会計士		氏	名	印
		（自 署）		

（記載上の注意）

- 1 会計監査人の監査の方法及びその内容を記載すること。
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項）を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見
監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
 - (3) 不適正意見
監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由
- 3 2の意見がないときは、その旨及びその理由を記載すること。
- 4 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項
 - (2) 正当な理由による会計方針の変更
 - (3) 重要な偶発事象
 - (4) 重要な後発事象